

令和7年度岸和田市施設等によるマイナンバーカード申請サポート及び受け取りサポートに関する要項

1 趣旨

この要項は、岸和田市個人番号カード交付事務事業に係る報償金給付事務取扱要領に基づき、令和7年度におけるマイナンバーカード申請サポート及び受け取りサポートを行う施設等に対し報償金を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 報償金給付の対象となるサポート要支援者

(1) 報償金給付の対象となる申請サポート要支援者は次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当する者とする。

(ア) 岸和田市に住民登録がある者

(イ) マイナンバーカードの申請が初めての者またはマイナンバーカードの有効期間の満了する日までの期間が3月未満となり申請する者(紛失、破損等による再交付申請は対象外)

(ウ) 施設入所者、要介護・要支援認定者、障害のある者または長期入院者

(エ) 日本郵便の「転居・転送サービス」を申し込みしていない者

(2) 報償金給付の対象となる受け取りサポート要支援者は次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当する者とする

(ア) 岸和田市に住民登録がある者

(イ) 岸和田市から交付申請者宛に郵便で送付した交付通知書を受け取っている者

(ウ) マイナンバーカードの申請が初めての者またはマイナンバーカードの有効期間の満了する日までの期間が3月未満となり申請する者(紛失、破損等による再交付申請は対象外)

(エ) 病院長、施設長または居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類を作成できる者(長期で入院している者の場合は病院長が証明。介護施設等に入所している者の場合は施設長が証明。在宅で保健医療サービスまたは福祉サービスの提供を受けている者については居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が証明。)

3 サポート実施申込受付期間

令和7年4月1日(火)から令和7年12月12日(金)まで

4 申請サポートによる交付申請書のJ-LIS宛郵送提出期限

令和7年12月26日(金)発送分まで

5 申請サポート実施完了報告書提出期限

令和8年1月23日(金)必着

6 受け取りサポートの実施及び完了報告書提出期限

受け取りサポート実施依頼書発出日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

7 申請サポートに係る提出書類等

- (1) マイナンバーカード申請サポート実施申込書（様式第 1 号（要領第 5 条関係））
- (2) マイナンバーカード申請サポート対象者一覧（参考様式）
- (3) 申請サポート要支援者であることを疎明するに足りる資料の写し（介護保険被保険者証、障害者手帳・障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証等）
- (4) 暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（岸和田市暴力団排除条例に基づく。市の登録業者である場合、または、令和 7 年度において岸和田市長宛に提出済みの場合は提出不要とする。）
- (5) マイナンバーカード申請サポート実施完了報告書（様式第 3 号（要領第 5 条関係））
- (6) 顔写真を貼付し、必要事項を記入した交付申請書の写し
- (7) 報償金口座振込申出書
- (8) 振込口座の口座番号や名義等がわかる部分の通帳の写し

8 受け取りサポートに係る提出書類等

- (1) マイナンバーカード受け取りサポート実施申込書（様式第 4 号（要領第 6 条関係））
- (2) マイナンバーカード受け取りサポート実施対象者一覧（参考様式）
- (3) 個人番号カード顔写真証明書（個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第 4 - 3 - (1) - C 別紙様式第 1 - 1 または 1 - 2）
- (4) 暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（岸和田市暴力団排除条例に基づく。市の登録業者である場合、または、令和 7 年度において岸和田市長宛に提出済みの場合は提出不要とする。）
- (5) 受領したマイナンバーカード受け取りサポート実施依頼書（様式第 5 号（要領第 6 条関係））
- (6) マイナンバーカード受け取りサポート実施完了報告書（様式第 6 号（要領第 6 条関係））
- (7) 報償金口座振込申出書
- (8) 振込口座の口座番号や名義等がわかる部分の通帳の写し

9 報償金給付の条件

- (1) 本市よりサポート実施依頼のあった者のみとする。
- (2) 申請サポートにおける交付申請書については、地方公共団体情報システム機構（以下、「J-LIS」という。）宛への郵送提出のみとする。市役所窓口、市民センター窓口に持参された交付申請書については、報償金給付の対象外とする。また、オンライン申請についても報償金給付の対象外とする。

10 報償金支払について

本市はサポート実施完了報告書を受領後、サポート実施完了の確認を行い、報償金の給付額を決定し、速やかに給付対象者が指定する口座に振り込むこととする。なお、振り込みに際して、報償金給付明細書を送付することとする。

令和 年 月 日

施設名
施設代表者 様

市民課長

**令和 7 年度岸和田市施設等による
マイナンバーカード申請・受け取りサポートに係る
報償金給付明細書**

みだしのことについて、マイナンバーカード申請・受け取りサポート実施完了報告書
(管理番号) で報告のあった報償金の給付明細については、下記のとおりとなります。

記

1. 報償金給付対象者数 名
2. 報償金給付金額 円
3. 振込予定日 年 月 日

以上

【問い合わせ先】
岸和田市市民健康部市民課
マイナンバーカード交付担当
072-423-9752